

加賀市中期財政計画（平成22年度～平成27年度）の概要

加賀市中期財政計画について

1. 主旨

- ・ 総合計画中期実施計画の事業実施を、財政面から位置づけられるよう見直す
- ・ 前回（平成20年8月）の計画策定後、世界的な経済危機に伴う社会情勢等の変動を踏まえた時点修正を行うとともに、新たな数値目標の設定とこれを達成するための手段を定める

2. 策定の目的

総合計画中期実施計画を財源的に裏付けるものとして、財政の将来的な硬直化を招くことなく、健全性を確保し、総合計画に掲げる基本指標の目標を達成することを目的とする

3. 期間

平成23年度～平成27年度の5年間

（平成22年度実施事業については、当初予算編成時に位置づけている）

4. 計画における数値目標

- ・ 平成28年度までに経常収支比率を90%以下にする（継続）
- ・ 平成28年度までに実質公債費比率を12%以内（見直し前16%以内）にする（継続）
- ・ 市債残高は、原則として計画期間中は増加させない（新たに設定）
- ・ 財政調整基金の残高は、15億円（標準財政規模の約8%）以上を維持するとともに、一般会計の予算規模に適した残高の確保に努める
（新たに設定）

5. 計画の構成

国の中期財政フレーム（平成22年6月閣議決定）を踏まえ、計画期間中の地方財政制度は、現行制度が継続することを前提とする

総合計画の中期実施計画に掲げた事業については個別の見込事業費及び財

源を積算し、所要の一般財源を確保する

(1) 歳入

市税・地方交付税・地方譲与税等は、平成22年度当初予算額を基本として推計。また、普通建設事業に充当する国・県支出金や市債は、投資可能額を基本に推計

(2) 歳出

性質ごとに推計。義務的経費（人件費、扶助費、公債費）は所要額を推計。一般行政経費（物件費、補助費等）は歳出削減により減少するものとして推計。普通建設事業費は、中期実施計画掲載事業の財源を確保した上で、投資可能額を推計

6. 財政の健全化への取り組み方針

歳入の確保

国における税制度改革、地方財政対策等の動向を注視し、市税・地方交付税・臨時財政対策債・交付金等については、適正な算定を行うとともに、具体的には次のことを行う

- ・徴収金の収入率の向上
- ・受益者負担（使用料等）の適正化
- ・広告事業等所有資産の活用施策の拡充
- ・財産の有効活用

歳出の適正化

将来各年度の支出見込額について、人件費、公債費等の計画的運用による平準化及び物件費、補助費等の縮減を図ることを基本とし、具体的には次の取り組みを行う。

- ・外部委託等の推進による施設管理費及び行政経費の節減
- ・職員定数の適正化による人件費の抑制
- ・建設事業費の抑制
- ・公共施設の配置の適正化
- ・補助金・負担金の整理統合化の実施
- ・公共施設修繕台帳の作成
- ・基金の活用

総合計画中期実施計画と中期財政計画との関連 (単位：百万円)

項 目	2 2 年度	2 3 年度	2 4 年度
義務的経費（人件費、扶助費等）	15,287	15,156	14,865
うち中期実施計画 最重点及び重点事業掲載分	1,562	1,590	1,590
その割合（％）	10.2	10.5	10.7
一般行政経費	10,664	10,756	10,263
うち中期実施計画 最重点及び重点事業掲載分	703	705	716
その割合（％）	6.6	6.6	7.0
投資的経費	3,287	3,088	2,991
うち中期実施計画 最重点及び重点事業掲載分	1,241	1,852	1,831
その割合（％）	37.8	60.0	61.2
合 計	29,238	29,000	28,119
うち中期実施計画 最重点及び重点事業掲載分	3,506	4,147	4,137
その割合（％）	12.0	14.3	14.7

2 2 年度は当初予算ベース、2 3 及び 2 4 年度は見込み